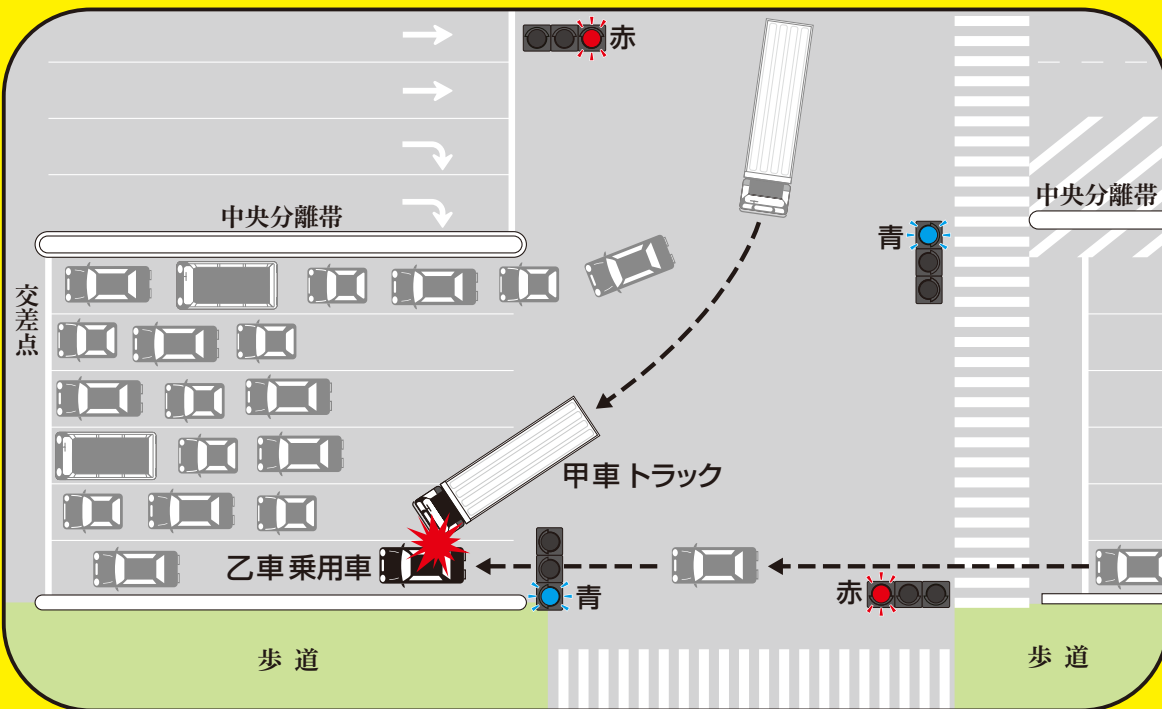


# 都市部の交通頻繁な信号交差点!!

## ～信号残りで右折発進し、左方から青信号で来た車と衝突～



YONKOKYO

# 事故事例ニュース

第265号

四国交通共済協同組合  
安全対策部  
坂出市番の州公園6番6号  
(安全対策部直通)  
0877-85-7992  
電話0877-44-4416代

## どのような場所か…

幹線道路同士が交差する信号機により交通整理の行われている交通頻繁な変則交差点。

## どのような事故か…

甲車は青信号で交差点に進入したが、右折先道路に信号待ち車両があったため交差点内で一旦停止、その後、右折を開始したところ交差道路左方から青信号で発進して来た乙車と衝突したもの。

## 原因は……

信号残りで発進時の左方安全不確認。

## この事故を防ぐためには…

- 1 安全確認の徹底**  
信号残りで交差点内を進行（右折）する時は、交差道路から青信号で発進進行して来る車両の有無及びその動静等の安全確認をする。
- 2 安全な速度**  
交差点内を進行する時は、危険を感じたら止まれる安全な速度で走行する。
- 3 相手に避譲を期待しない**  
「相手より先に入ったから、先に行かせてくれるだろう」と相手に頼った運転はやめましょう。



### 《事故防止上の注意点》

#### 信号残りについて

所謂「信号残り」とは、信号が青で交差点に進入した後、交差点を出る前に信号が赤に変わってしまった場合を言います。ですから赤信号や黄色信号で進入した場合は、これには該当しません。

本来、前方の車両等の状況により、交差点内に停止することが予測される場合は、交差点内に進入してはいけません。(道路交通法第50条)  
はやる気持ちを抑えて、安全運転に努めましょう。

「お先にどうぞ」「ありがとう」  
譲り合いの気持ちで安全運行